

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【告示】

○ 岡山県開拓営農試験地設置委託要綱の廃止

耕地課

（県例規集登載）

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

健康推進課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

健康推進課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

健康推進課

○ 保安林の指定予定

治山課

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の供用開始

道路整備課

【公告】

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

○ 〃

建築指導課

○ 〃

建築指導課

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

建築指導課

【収用委員会】

○ 土地収用法に基づく審理手続の開始

収用委員会

◎岡山県告示第八十五号

岡山県開拓営農試験地設置委託要綱(昭和三十年岡山県告示第十五号)は、廃止する。

令和三年二月二十二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

◎岡山県告示第八十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和三年二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

アイン薬局吉備加茂川店

加賀郡吉備中央町下加茂一〇三一九

令和三年二月一日

◎岡山県告示第八十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和三年二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関 名 称	所在地	更新年月日
医療法人藤田医院	倉敷市玉島中央町一八二二〇	令和三年二月一日
ザグザグ薬局総社東店	総社市井出一二四二一三	令和三年二月一日
足高薬局東総社店	総社市総社二二〇一四	令和三年二月一日
よつ葉訪問看護ステーション	倉敷市下庄四五八一	令和三年二月一日

◎岡山県告示第八十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和三年二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称 所在地

公益財団法人仁和会笠岡えきまえクリニック 笠岡市中央町二八一

辞退年月日

令和二年五月三十一日

令和3年2月22日 岡山県公報 第12271号

◎岡山県告示第八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和三年二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

倉敷市大島一三〇〇、一三〇六から一三一一まで、一三一三、一三一四、一三一七から一三二一まで、一三六六、大島二丁目一三〇一から一三〇三まで、一三〇五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び倉敷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和3年2月22日 岡山県公報 第12271号

◎岡山県告示第九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 倉敷笠岡線
- 三 道路の区域

旧	新	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
倉敷市船穂町船穂字犬神一七番五地先か ら 倉敷市船穂町船穂字犬神一九番八地先か で	倉敷市船穂町船穂字犬神一七番五地先か ら 倉敷市船穂町船穂字前田五三三八番二地 先まで	新	一・〇〇 四八・〇	一〇五二・五
倉敷市船穂町船穂字犬神一七番五地先か ら 倉敷市船穂町船穂字犬神一九番八地先か で	倉敷市船穂町船穂字犬神一七番五地先か ら 倉敷市船穂町船穂字犬神一九番八地先か で	旧	一・〇〇 三七・〇	四七・三

ら
倉敷市船穂町船穂字長川地二七四三番一
地先まで

一
一・〇
〽
四八・〇

九〇〇・三

令和3年2月22日 岡山県公報 第12271号

◎岡山県告示第九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	倉敷笠岡線	倉敷市船穂町船穂字前田五三一七番一地先から倉敷市船穂町船穂字前田五三三八番一地先まで	令和三年二月二十四日

令和3年2月22日 岡山県公報 第12271号

〔七六〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音三因字鋳物師尻九一九―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

広島県福山市大門町二丁目二三―三三プリムローズ二〇三

笹田 隆之

笹田知沙香

三 許可番号

岡山県指令建指第三一九号

令和3年2月22日 岡山県公報 第12271号

〔七七〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

和気郡和気町大中山字山鼻五〇一一、四〇二一一、四〇三一一、四〇四一一、四〇五一一、字札幌上五二一一、五三一九、字イラ田三九一一、三九二一一、三九三一一、三九四一一地先から三九二一一地先まで道、三九三一一地先から字風呂屋四〇一一地先まで水、字札幌三九五一一、三九六、三九七一一、三九五一一地先道、三九七一一地先水、字風呂屋三九八一一、三九九、四〇一一一、三九九地先から字山ノ鼻四〇〇地先まで水、字山ノ鼻四〇〇

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

和気郡和気町本一三三

株式会社にしわき

代表取締役 西脇 秀和

三 許可番号

岡山県指令建指第三八八号

令和3年2月22日 岡山県公報 第12271号

〔七八〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字樋ノ詰四一―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区清輝橋四丁目四―三ニライオンズマンション岡山南八一〇号

大森 優樹

三 許可番号

岡山県指令建指第二三九号

令和3年2月22日 岡山県公報 第12271号

〔七九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和三年二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

和気郡和気町大中山字山鼻五〇一一、四〇二一一、四〇三一一、四〇四一一、四〇五一一、字札場上五二一一、五三一九、字イラ田三九一一、三九二一一、三九三一一、三九四一一、三九五一一地先まで水、字札場三九五一一、三九六、三九七一一、三九五一一地先道、三九七一一地先水、字風呂屋三九八一一、三九九、四〇一一一、三九九地先から字山ノ鼻四〇〇地先まで水、字山ノ鼻四〇〇

二 公共施設の種類

道路、水路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

和気郡和気町本一三三

株式会社にしわき

代表取締役 西脇 秀和

五 許可番号

岡山県指令建指第三八八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により通知すべき事項を記載した書類は、次のとおり岡山県収用委員会事務局（岡山県土木部監理課内）において保管しているので、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条の二において準用する同令第五条第二項の規定により通知する。

令和三年二月二十二日

岡山県収用委員会

一 通知すべき事項を記載した書類

令和三年二月十二日付け審理開始の通知書

二 通知を受けるべき者の住所及び氏名

住所 不明

ただし、最後に判明している住所は、岡山県岡山市北区関西町七番一三―二
号 岡西市宮住宅七―一三番館二号

氏名 TAGHI POURIAN MASHINCHI SHARRAM

三 書類の受領等

通知すべき事項を記載した書類を出頭の上交付を受けること。

受領しないときは、令和三年三月十五日をもって通知があったものとみなされる。